困難な問題を抱える女性への支援に関する検討会（第5回）	
令和8年 11 月 26 日	参考資料3

厚生労働省

困難な問題を抱える女性への支援に関する検討会（第５回）

近藤構成員

【論点１】都道府県・市町村における相談支援体制について

★対等な連携・協働の在り方

◎久留米市の実践モデル　⇒　官民がともに事業をすすめる協働型ワンストップセンター

・2010 年「久留米市ＤＶのないまちづくり宣言」

　ＤＶ被害者相談共通シートの導入

　対応マニュアルの作成

　情報保護システムの構築

　全職員対象のＤＶ研修実施

・久留米市男女平等推進センター相談室――事実上のワンストップセンター

　家庭子ども相談課と男女平等政策課のもとにある相談室の業務を官民共同で実施

　開設当初から民間支援団体のスタッフを採用。コーディネーターを含む相談員 5 名体制。

・男女平等推進センターの施設・設備利用料免除、リサイクルショップの場所を無料提供

・相談から行政手続き、同行支援、シェルター対応、中長期支援のすべての経過を協働している。

・ＤＶ被害者相談共通シート（ワンストップ共通シート）

　久留米市の行政サービスを求める場合、ＤＶ相談証明として使用する。

　当事者が動かずとも、関連機関窓口が集合して役割を果たす。

　⇒　オープンシェルターの取り組み

◎札幌市の女性・子ども支援ネットワーク

・ＤＶ防止法施行以前からの関係機関連携会議、ケース検討会議の蓄積

・ワンストップ総合支援センターの実現を

【論点２】一時保護所や女性自立支援施設における受け入れ促進に向けた方策について

★措置決定プロセス

・「措置」ではなく「利用」に。当事者、支援団体からの入所利用を可能とする。

・決定プロセスの明確化、不適切な事案の見直し⇒必要とされるすべての当事者を受け入れることが基本。

　ｅｘ　ペット同伴の利用を検討すべき

　　同伴児童に制限をつけない、男児の年齢制限を撤廃すべき（民間支援団体では原則受け入れ、トラブルはない。）

【論点３】民間団体との協働のあり方について

★民間支援団体が継続的・安定的な支援活動を継続するために

・国と自治体の負担率が 2 分の 1 になっていることで、財政規模の小さい市町村は事業の立ち上げ支援を諦めてしまう。市町村が手を上げやすいように助成金の補助率を変更することが必須。